

# 平成30年第10回さつま町農業委員会総会議事録（閲覧用）

1 開催日時 平成30年10月19日（金） 午前10時00分～

2 開催場所 さつま町役場本庁別館3階大会議室

3 出席農業委員（9名）

1番	坂元勝志	2番	坂元兼一
3番	田畑和成	4番	豊増文夫
		6番	南原奈美子
7番	赤崎敬一郎	8番	吉留義晃
9番	栗牧伸一	10番	池山準一

出席推進委員（20名）

11番	下市博彰	13番	野間菊昭
14番	山崎博文	15番	久保菌正昭
17番	帖佐達郎	18番	三腰修一
20番	長野壯二	21番	濱田誠
23番	下屋敷正	24番	野元秀一
26番	堀之内睦	27番	上屋敷守
		33番	米永正幸
		34番	坂元智一
35番	黒瀬陸朗		

職員（5名）

事務局長	岩下純一
農地係長	松山明浩
農地係主査	尾付野直樹
農地係主査	福留章乃
担い手育成係	松永真由美
農地中間管理事業推進員	外川内勉
農政課農業振興係	上大迫暢哉

4 欠席農業委員（1名）

5 会次第

- (1) 議案第1号 農地法第3条許可（農委）申請について (3件)
- (2) 議案第2号 農地法第4条申請について (1件)
- (3) 議案第3号 農地法第5条申請について (5件)
- (4) 議案第4号 農用地利用集積計画について (66件)
- (5) 議案第5号 非農地証明について (1件)
- (6) その他

6 その他

事務局長	ただ今から平成30年第10回総会を開会いたします。 会長のあいさつをお願いします。
会長	(あいさつ)
事務局長	ありがとうございました。本日の出席人員の報告をさせていただきます。 出席人員につきましては、10名中9名の出席で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。また、推進委員25名中20名の出席をいただいています。以上で出席人員の報告を終わります。 それでは、審議をお願いいたします。会長に議長をお願いいたします。
議長(会長)	それでは審議を開始いたします。本日の議事録署名委員を指名します。 4番 豊増文夫委員, 6番 南原奈美子委員をお願いいたします。  次に事務局より会務報告をお願いいたします。
事務局長	「会務報告の朗読及び説明」
議長	ただ今の会務報告について、何かご意見ご質問はありませんか。  (なしの声あり)  意見が無いようですので、会務報告を終わります。  次に、議案第1号「農地法第3条許可申請について」を議題といたします。 事務局より説明をお願いします。
事務局 (尾付野)	「議案第1号 農地法第3条許可申請について」朗読及び説明 農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断し提案いたします。
議長	ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
16番委員	10-1番について説明申し上げます。譲渡人の●●さんは鹿児島市にお住まいで、今後耕作の意志がないということで、受人の●●さんの方に贈与されるものです。審議の方宜しくお願い致します。
事務局	10-2番について甫立委員より連絡がありました。字鼻繰石につきましては耕地整理されており何ら問題はないとのことでした。字諏訪宇都につきましては受人の●●さんの自宅前にあり実家の前になります。渡人の今村さんは耕作の意志がなく、新改さんは住所は蒲生町ですが勤務する会社が入来町にあるということで、実家の一つ木の方には毎日のように帰っており、お父様の面倒を見たり、農業をされておられます。境界等しっかりしております。審議の方宜しくお願い致します。
事務局	10-3番について報告いたします。渡人の塩森高世さんは農業者年金

の受給者です。受人の●●さんが会社勤めを辞め農業に従事をする事になりました。農業者年金の新制度で後継者が農業に従事をする事であれば●●さんが国から保険料の補助をもらっておられました部分について受給できる権利が発生いたしました。親子間での農地の貸し借り使用貸借になっております。年金受給のための申請であります。よろしく願いいたします。

議長

ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見、ご質問等はありませんか。

(なしの声あり)

意見が無いようですので、議案第1号「農地法第3条許可申請について」、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第2号「農地法第4条許可申請について」を議題といたします。

事務局の議案の説明をお願いします。

事務局  
(松山)

議案第2号「農地法第4条許可申請について」説明  
申請内容を、転用許可の一般基準の各項目に沿って審査しましたところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し提案するものです。

議長

ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から補足説明をお願いいたします。

事務局

10-1番につきまして説明いたします。●●さんはお父さんと農業に従事されていて牛の増頭も計画されておられるようです。昨年からすると2頭増えており、今後7頭から15頭に規模拡大を計画されています。それに伴いまして現在ロール置場にしています場所が手狭になり、今回利便のいい自宅前の申請地をロール置場にしようとするものです。境界等何ら問題はないと連絡がありましたので報告しておきます。以上です。

議長

ただ今の議案説明及び補足説明について、ご意見、ご質問はありませんか。

4番委員

このロール置場とは農業のために利用するものだと思いますが、このようなものをいちいち転用する必要があるのでしょうか。また、転用した後の地目は何に変更されるのでしょうか。

事務局

農地に石を入れて整地をされます。農地に戻らないものは転用が必要となります。また、地目は雑種地になると思います。

4 番委員 わかりました。

議長 ほかにございませんか。

(なしの声あり)

意見が無いようですので、採決をいたします。議案第 2 号「農地法第 4 条許可申請について」承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 2 号「農地法第 4 条許可申請について」は、許可相当として県知事に意見を送付いたします。

次に、議案第 3 号「農地法第 5 条許可申請について」を議題といたします。

事務局の議案の説明をお願いします。

事務局 (松山) 議案第 3 号「農地法第 5 条許可申請について」説明  
申請内容を、転用許可の一般基準の各項目に沿って審査しましたところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し提案するものです。

議長 ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から補足説明をお願いします。

1 1 番委員 1 0—1 番と 1 0—2 番について説明いたします。1 0—1 番は現地調査の際に一部境界が不明なところが出てきました。また、譲受人の奥様が立会人として来られていましたが境界がはっきりしませんでした。その日の午後に事務局に譲受人から、境界については農地所有者と協議をされ何ら問題はない旨の電話があったそうです。ということですので、境界、排水等についてはしっかりしてしまして何ら問題はございませんでした。

次に 1 0—2 番につきましては、9 月の現地調査を行った隣の畑でございます。境界及び排水もしっかりしておりまして何ら問題はございませんでした。以上でございます。

2 4 番委員 1 0—3 番につきまして説明いたします。渡人の●●くんと受人の●●さんは親子であります。境界につきましては杭も残っており何ら問題はございません。

次に 1 0—4 番について、渡人と受人は親子です。渡人の家の隣が申請地です。境界はブロックではっきりしており何ら問題はございませんでした。1 0—5 番も渡人の家の隣で 1 0—4 番と隣接しています。境界もしっかりしており問題はありませんでした。

議長 ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見、ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

意見が無いようですので、採決をいたします。議案第3号「農地法第5条許可申請について」承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第3号「農地法第5条許可申請について」は、許可相当として県知事に意見を送付いたします。

次に、議案第4号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局の議案の説明をお願いします。

事務局  
(福留)

「議案第4号 農用地利用集積計画について朗読及び説明」  
農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき審査しました結果、許可要件を満たしていることから提案するものです。

議長

ただ今の、議案説明に関しまして、担当推進委員の方から補足説明はありませんか。

21番委員

所有権移転の10-1番について説明いたします。渡人の●●さんは牛を1頭飼育されていますが、規模を縮小されています。今回受入である●●さんのほうに売買されるための申請となっています。●●さんは畜舎がすぐそばにあることで近辺を集積されています。以上です。

議長

ただ今の、議案説明及び補足説明についてについて、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第4号「農用地利用集積計画について」は、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第4号「農用地利用集積計画について」は、妥当とすることに決定いたします。

次に、議案第5号「非農地証明願いについて」を議題といたします。事務局の議案説明をお願いします。

事務局  
(松山)

「議案第5号 非農地証明について朗読及び説明」

議長

ただ今の議案説明に関しまして、担当推進委員の方から現地調査の結果をお願いします。

14番委員

10-1番について報告いたします。申請地は更地になっています。申請地の隣が平成7年頃に農地転用され家を建てられている。本年8月頃に建物の登記を行う際に、今回の申請地内に家の一部が入っていることが分かったため今回の申請となったようです。ご審議方よろしくお願ひいたし

ます。

議長

ただ今の、議案説明及び補足説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第5号「非農地証明願い」については、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第5号「非農地証明願い」については、妥当とすることに決定いたします。

次に、(6)「その他」を議題といたします。委員の皆様より議案はありませんか。

(なしの声あり)

事務局は何かありますか。

無いようでありますので、以上を持ちまして、議事を終了いたします。

次に、6のその他にはいります。その他で事務局より事務連絡はありませんか。

事務局長

別紙資料について

- ・農業委員、農地利用最適化推進委員の皆さまにお願いしたいこと  
(次回総会から班会を行うため開始時間を9:30分とする。)
- ・さつま町の農地等利用の最適化の推進に関する意見書について
- ・地域別農業委員会農地利用最適化推進会議(10/29)について
- ・農業委員会の連絡網について

議長

ただ今の事務局からの説明について何かございませんか。

(なしの声あり)

それでは、続きましてあいさつの時にお話しいたしましたが、農政課：上大迫暢哉さんから「中山間地域等直接支払制度、農振農用地の見直しなどの進捗について」説明があります。よろしく願いいたします。

農政課  
農業振興係

「中山間地域等直接支払制度、農振農用地の見直しなどの進捗について」説明

議長

ただ今の農業振興係からの説明について何かございませんか。

8番委員

5期対策から中山間直接支払制度の地区から農地を外していいですか。

農政課  
農業振興係

その農地を外すことで傾斜が不足することがあるので注意が必要です。  
また、遊休農地となると隣地の人困るのではないのでしょうか。

3 4 番委員

中山間直接支払制度地区で電気柵をしています。この中で荒れている農地があり現在は私どもが耕運などを行っている対策はないのでしょうか。

農政課  
農業振興係

5期対策からその農地を中山間直接支払制度から外すことはできますが、草払いなどの管理は行わないと隣に迷惑がかかったり、有害鳥獣が入ってくると思われます。

議長

ほかにございませんか。

(なしの声あり)

それでは、以上をもちまして、平成30年第10回総会の全てを終了いたします。ご協力、ありがとうございました。

事務局

以上で総会を終了いたします。全員ご起立ください。一同礼、お疲れさまでした。

以上、会議の顛末を記載し、相違のないことを署名する

議長

会 長 \_\_\_\_\_

委 員 4 番委員 \_\_\_\_\_

委 員 6 番委員 \_\_\_\_\_